

県立広島大学における不祥事に係る調査結果及び再発防止等について

1 要旨

令和 7 年 9 月 30 日に発覚した県立広島大学事務職員による不祥事案について、被害状況の調査と被害の回復を終了し、本人等への事情聴取による実態把握と原因究明を踏まえた再発防止策をとりまとめるとともに、当該職員に対し懲戒処分を実施したため、公表する。

2 不祥事案について

(1) 行為者

広島県公立大学法人 県立広島大学本部事務部 教学課 法人契約職員（20 歳代）

※ 法人契約職員：有期雇用の常勤職員

(2) 事案概要

行為者が、虚偽の理由によって、複数の学生サークル等から現金を受け取り、あるいは解散したサークルの預金通帳を不当に管理し当該口座へ振り込ませることにより、金銭を得て、私的に流用していた。

項 目	内 容
被害団体（サークル等）数	19 団体
被害件数（行為を行った件数）	131 件
被害総額	7,966,761 円
行為を行った期間	令和 6 年 2 月～令和 7 年 9 月
返金状況	全額返金済（返金額合計：7,966,761 円） ※行為者（行為者の家族を含む）から各被害サークル等 に対し振込により返金
金銭を振り込ませるなどした口実 （いずれも虚偽の口実）	・他の学生サークル等の経費の立替 ・各学生サークル等の不用品廃棄の経費 ・スポーツ大会の準備経費、施設使用料 ・破損した備品の修繕費 等
使途（私的流用先）	・公営ギャンブル（ネット競輪）の掛け金 ・借入金の返済

(3) 調査等の概要

① 発覚の経緯

- ・ 令和 7 年 9 月 30 日（火）19 時 25 分頃、行為者が来学し、県立広島大学本部事務部の事務次長（兼）教学課長（行為者の上司）に対し、学生サークル等から借りる形で金銭を引き出し、私的に使い込んだことを申告。
- ・ 金銭を引き出した学生サークル等において支払期限が迫っているものが複数あり、行為者個人ではその工面ができなくなったことから申告に至ったもの。
- ・ 同日、事務次長（兼）教学課長から県立広島大学本部事務部長へ報告。

- ・ 令和7年10月1日（水）、事務部長及び事務次長から事務局長へ報告。
同日、事務局長が被害状況の調査を指示するとともに、広島県公立大学法人理事長及び県立広島大学学長へ報告。

② 事案の調査及び被害の回復

- ・ 令和7年10月1日（水）、法人の中で第三者的立場である監査室長のもとで調査を実施することとし、行為者に対する事情聴取を実施。学生サークル等の支払い期限が差し迫っている3件について、速やかな返金を依頼。（その後大学において返金を確認）
- ・ 令和7年10月1日以降、行為者が学生との連絡に使ったチャット（大学の標準ツールとして採用しているアプリケーションのチャット機能）の履歴や、行為者が不当に管理し学生サークル等から金銭を振り込ませていた口座の預金通帳、行為者の占有保管庫に保管されていた書類等の資料を確保し、金銭の出入り等についての確認作業を実施。
- ・ 令和7年10月2日（木）、被害サークル等に所属する学生やその他の学生、教職員への接触を防ぐため、行為者に自宅待機を命令。
- ・ 確保した資料から、被害が疑われる学生サークル等及び事案を一件ずつ把握し、順次学生サークル等との擦り合わせを行って個々の被害の特定を行い、特定できたものから順次行為者（行為者の家族を含む）に一件毎の確認を得て被害を確定した上で、行為者（行為者の家族を含む）に対し返金を依頼。（その後大学において全ての返金を確認）
※ 特定した被害については、全て行為者が自身の行った行為として確認。
- ・ 並行して、行為者に対してヒアリングを実施し、動機や手口等について調査。
- ・ 調査状況に基づき、適宜広島南警察署へ情報提供。
- ・ 上記の調査に加え、行為者の上司及び同僚にもヒアリングを実施し、行為者の勤務の状況、行為者への指導や監督の状況、不祥事の予見可能性等について調査。

(4) 行為者の不適切行為（まとめ）

項 目	内 容
① 学生サークル等からの金銭の引き出し・私的流用	・ 令和6年2月から令和7年9月までの間、教学課職員としての立場を利用し、本来の職務ではない、学生サークル間の金銭の調整を行う立場であるかのように振る舞い、虚偽の理由により、県立広島大学広島キャンパスの学生サークル等 <u>18 団体</u> から、<u>129 回</u>にわたり金銭を払い込ませるなどし、私的に流用した。 ・ 行為者の行為に起因する損害（大学祭の模擬店の釣銭準備に係る両替手数料） <u>1 件</u>を発生させた。 ・ 既に解散していた学生サークル（<u>1 団体</u>）について、金融機関から届いた同サークルの長期末利用口座に係る通知を私的に占有し、令和6年2月、大学の正当な業務であるかのように装って当該口座を無断で解約し、払戻金を私的に流用した（<u>1 件</u>）。
② 解散した学生サークルの金融機関口座の不当利用	・ 解散した学生サークルの通帳を預かり（本来は解散した時点で解約すべきもの）、被害サークルからの振込先として不当に管理し利用した。

項 目	内 容
③ 文書偽造	・ 学生サークル等から金銭を払い込ませ、私的流用したことを隠ぺいする目的で学生サークル等から提出された会計報告文書の改ざんをした。 ・ 既に解散していた学生サークル（2団体）について、金融機関から届いた同2サークルの長期未利用口座に係る通知を私的に占有し、口座を解約する目的で、虚偽文書（実在しない会議の議事録等）を作成し、口座を解約しようとした。（結果的に解約はできなかった。）
④ 職務専念義務違反	・ 勤務時間中に、学生サークル等に対して金銭を払い込ませるなどするためのチャットを行ったり、ギャンブル（競輪）サイトを通じて賭けを行ったりした。

3 不祥事発生の原因

(1) 行為者と学生とのやり取りが第三者からわからない状況であったこと

（該当する不適切行為：2-(4)-①、②、③、④）

- 広島キャンパスでは、コロナ禍以降、学生への連絡はチャットが常態化しており、本事案に係る行為者と学生とのやり取りも、大学の標準ツールとして採用しているアプリケーションのチャット機能を活用して行われていた。
- 電話や対面での会話であれば、音声や視覚により会話の内容や話をしていること自体を第三者が知ることは可能であるが、チャットはネット空間における1対1のやり取りであることから、第三者が、チャットの内容はもとより、チャットでやり取りをしていること自体も知ることは困難であった。
- 以上のことから、行為者の学生に対する不当な要求等について、行為者及び当該学生以外の第三者が気付くことができず、長期にわたり行為を許すこととなった。

(2) 行為者が行った文書の改ざん等について、組織的なチェックや決裁過程において気付くことができなかったこと

（該当する不適切行為：2-(4)-①、②、③）

- 行為者が学生サークル活動の担当者として学生に直接対応する中で、サークルから提出された会計報告については、収支の計算や支出証拠書類の整合性など、複数の職員でチェックしていたが、その時点で行為者により既に文書の改ざんが行われ書面上の収支や支出証拠書類の整合が取れている状況にあったことから、組織として不正に気付くことができなかった。
- 金融機関から届いた長期未利用口座に係る通知について、行為者は、私的に利用する意図をもって組織的に共有せず、個人として占有したため、組織として気付くことができなかった。

(3) 大学として学生に対する啓発が不十分であったこと

（該当する不適切行為：2-(4)-①、②）

- 広島キャンパスにおいては、毎年度の学生サークル等の継続手続や後援会助成金申請の手続における各サークル等の会計処理の確認の際、職員が、収支の計算（検算）はもとより、支出証拠書類の整理状況や会計帳簿との整合性なども含めて細かくチェックや指導を行っていることから、各サークル等の会計担当者が職員の介入を不自然に感じない環境になっていた。

- 広島キャンパスが年度当初に学生サークル等を対象に開催している会計処理等の説明会において、職員が各サークル等の個別の収入や支出に対して関与すること（職員が各サークル等の収入支出を調整することや、サークル等の間に立って立替の仲介をすることなど）はない旨の説明と啓発を行っていなかった。

(4) 行為者のコンプライアンス意識が極めて希薄であったこと

（該当する不適切行為：2-(4)-①、②、③、④）

- 行為者は、大学職員という自身の立場を利用して違法な行為または不適切な行為を行ってはないという、基本的な倫理観や社会規範順守の意識が極めて希薄であったとともに、大学としてもコンプライアンス意識を涵養するための対応が不十分であった。

4 再発防止策

(1) チャットのチーム化（3-(1)の原因に対応）

- 大学職員と学生サークル等とのやり取りが第三者から分からない状況を防ぐため、チャットによるやり取りは職員と学生が1対1で行うことは止め、チャットのチーム機能を使って行う方法に改める。
- チームへの参加者は次の者を基本に検討する。
 - ・ 学生側 … 部長、副部長、会計担当、その他必要と認められる者
 - ・ 職員側 … 担当係長、主担当者、副担当者、その他必要と認められる者
- こうすることで、当事者以外の者の目が行き届くこととなり、今回のような不祥事を引き起こす動機を抑制することに繋げる。また、不適切なやり取りがあれば、すぐに他の参加者が気付くことができ、不祥事を未然に防止することに繋がられる。

(2) 文書の取扱手順の徹底（3-(2)の原因に対応）

- 今回、文書の改ざん等を許した背景として、行為者が学生サークル等からの提出文書や郵送された文書を直接受け取り、自身で占有したことで、当該文書の改ざんや不正な口座解約行動を起こす余地があった。
- これを防ぐため、文書については、所属ごとに置く「文書事務取扱主任」（文書等の管理を円滑に行わせるために置く役割）が受け付けるという手順を徹底することにより、所属に届く文書等は全て文書事務取扱主任がチェックをした後に担当者に引き継ぐという流れを常態化させる。
- それにより、文書等について複数の目が行き届くこととなり、今回のような不祥事を引き起こす動機を抑制するとともに、不祥事に事前に気づき、未然に防ぐことを可能にする。

(3) 学生への啓発の拡充（3-(3)の原因に対応）

- 広島キャンパスにおいては、学生サークル等に対して、毎年度4月に、サークル等の設立や継続、廃止等の手続きに併せ、会計処理に係る考え方や手順、帳簿のつけ方、支出証拠書類の整理方法等について、大学として細かくレクチャーを行っているところである。
- 今後は、次の事項についても併せて啓発を行い、学生の自主・自律の意識を高めることで、職員による学生サークル等の運営への介入を未然に防止する力の醸成を図っていく。
 - ・ 学生サークル等の運営は、学生自治の一環として行う課外活動であり、学生が自律して運営することが原則であること。
 - ・ 職員が学生サークル等の個別の出入金等会計処理に関与することは一切ないこと。
 - ・ 学生サークル等の運営に関し、職員の行動について少しでも不審なことがあれば、相談窓口に訴えること。

(4) 職員に対するコンプライアンス教育の拡充・強化（3-(4)の原因に対応）

- 特に研究費については、金銭の取り扱いはもとより研究倫理も含めて厳格なコンプライアンス研修を実施するとともに、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等の防止に向けては、全職員を対象に毎年度研修を行っているところであるが、今回のように金銭に関与する可能性のある者に対するコンプライアンス教育は十分ではなかった。
- そのため、今回の事案を十分に踏まえ、効果的な研修メニューを検討・実施してコンプライアンス教育の拡充・強化を図り、職員の法令順守の意識を一層向上させる。

5 行為者の処分

行為者に対する処分として、令和7年12月4日付けで、懲戒解雇を実施した。

また、当該職員を指導監督する立場にあった管理監督者である、法人本部事務局長、県立広島大学本部事務部長、同事務次長(兼)教学課長に対し、同日付けで文書による厳重注意を実施した。

6 今後の対応

現在、刑事告発に向けて警察に具体的な相談を行っている。

7 本件に係る法人理事長コメント

県立広島大学の職員が起こしたこのたびの不祥事につきましては、被害に遭われた学生サークルの皆さんに多大なるご迷惑をおかけしましたことを、改めて、心よりお詫び申し上げます。

また、全ての学生の皆さん、ご家族の皆様、さらに、これまで本学を支えてくださいました多くの関係の方々に対しましても、大きなご不安を与えてしまいましたことに、深く謝罪申し上げます。

県立大学を運営する法人の理事長として、県民の皆様の信頼を著しく損ねる事案が発生したことは誠に遺憾であり、二度とあってはならないことだと考えております。

本法人といたしましては、今後このようなことが起こることのないよう、改めて、職員に対し法令順守の意識づけを徹底するとともに、全力で再発防止に取り組んでまいります。

以上